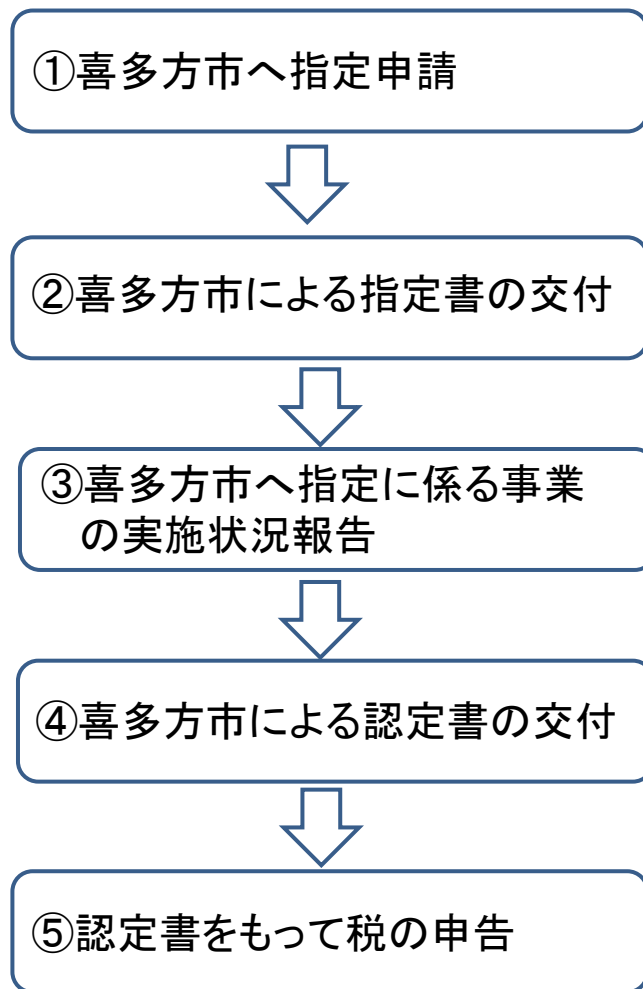


税制特例措置の手続きの流れ



指定を受けようとする法人又は個人事業者は、①指定申請書、②指定事業者実施計画書、③指定要件に関する宣誓書に、必要書類を添えて、喜多方市（商工課）へ指定の申請をします。

指定の申請を受けた喜多方市は、法令に定める指定要件を満たしていることを確認し、申請者に対して申請を受けた日から原則として1ヶ月以内に「指定書」を交付します。

※指定された事業者等は指定内容について公表されます。
また、指定が取り消しとなった場合も同様です。

指定書の交付を受けた事業者等は、事業年度終了後1ヶ月以内に、喜多方市（商工課）へ①復興推進事業に関する実施状況報告書に、必要書類を添えて喜多方市へ事業の実施状況を報告します。

※指定を受けた事業者は実施状況報告の提出が義務となります。

事業の実施状況について報告を受けた喜多方市は、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認める場合に限り、報告を受けた日から原則として1ヶ月以内に指定事業者へ「認定書」を交付します。

指定事業者は、交付された「認定書」をもって、税制上の特例措置に係る確定申告を行います。

※認定書の交付をもって特例措置を受けられるものではありません。

認定とは別に、税務署による税務上の審査が行われます。

※申告方法等の詳細については、国税庁HPをご覧ください。